

4 陳情第 29 号

4 陳情 第 29 号	住民基本台帳法の改正を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)

住民基本台帳法の改正を求める地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。

(理 由)

現行の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）においては、例えば公的年金の支給に関する事務等、特段の定めがある事務の遂行に限り、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）を利用した、住所変更や死亡の確認ができることとなっている。

しかしながら、近年、デジタル社会の発展に伴い、クレジットカード等の決済サービスや、情報を外部の事業者が管理するサーバに保存するクラウドサービス、また定額制の動画配信などのサブスクリプションサービスが、民間に浸透している。

これらの民間サービスは、利用者の住所変更や死亡の際に、それぞれ住所変更や退会の手続きをしなければならず、今後、高齢社会の流れもあり、利用者の消息が問題となるだろう。

よって、本人の同意がある場合は、民間事業者が住基ネットを利用した、本人確認情報の提供を受けられるように、住民基本台帳法の改正を求める地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を、提出するよう求める。